

# 重要事項説明書

【指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 共通】

スターコミュニティ株式会社  
スター訪問看護ステーション

利用サービス種類：指定居宅介護支援・指定介護予防居宅介護支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護  
**【指定居宅介護支援・指定介護予防居宅介護支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護共通事項】**

1. 事業所の概要

事業所名	スター訪問看護ステーション
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島4-41-8
事業者指定番号	埼玉県（さいたま市） 1166590137
管理者・連絡先	片倉 扶美子(看護) 多田 功文(居宅) 電話048-865-1766(代)
サービス提供地域	さいたま市（左記以外は応相談）

2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類 (職務内容)	人 員
管 理 者	従業者及び業務の管理(共通) 介護支援専門員業務 訪問看護業務	居宅介護支援 (介護予防支援) 名 訪問看護 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務、介護予防支援業務※詳細はP4.2項に準ずる	名(常勤 名, 非常勤 名)
訪問看護・リハビリ サービス担当職員	訪問看護計画書、報告書の作成、訪問看護(介護予防)(リハビリ)のサービス提供等。 ※詳細はP6.2項(2)の内容に準ずる	看護師 名 (常勤 名, 非常勤 名)
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (常勤 名, 非常勤 名)

令和 年 月 日現在 総職員 名 (兼任あり)

3. 営業時間

区 分	平日	土曜日	日曜・祝日等
営 業 時 間	9:00~17:30	休日	休日

(注) 年末年始(12/31~1/3)は「祝日等」の扱いとなります。

なお、上記時間外、平日以外についてはご相談下さい。

4. 事業の目的および運営方針

(1) 当社のサービス方針

- ①当事業所は周辺地域の住民を中心に在宅生活が安心して過ごせるように、サービスを提供します。
- ②サービスの実施にあたり、関係市区町村、地域の保険・医療・福祉・民間サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③職員の研修への参加を積極的かつ計画的に実施し、サービスの質の向上に努めます。

5. 担当職員について

(1) サービス担当職員の選任または変更等について

- ①サービスの提供にあたり、事業者はサービス担当職員を選任します。
  - ②担当者を選任または変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行うと共に、事業者側の事情により変更する場合には予め利用者と協議します。
- ※当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承下さい。

6. サービス提供記録およびサービスの提供にあたって

- (1) 指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、居宅介護支援経過記録、訪問看護記録を作成し、サービス内容の記録を行います。
- (2) サービスの提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所地等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (3) 介護支援専門員、看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や指導は当事業所の管理者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. サービス利用料の請求及び支払方法について
  - (1) 事業者は利用者のサービス利用料及び利用者負担額を利用月毎に合計金額を計算し、請求いたします。
  - (2) サービス利用料の請求書は利用明細書を添えて利用月の翌月15日までに発行します。
  - (3) 利用料は翌月の27日までに別途契約書に定めた方法によりお支払下さい。
  - (4) 利用料を受領した後、領収書を発行いたします。
8. 秘密の保持と個人情報の保護について
  - (1) 事業者は、利用者の個人情報について、個人情報保護に関する法律および厚生労働大臣が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
  - (2) 事業者および従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。  
また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後も継続します。  
ただし、サービス担当者会議等において、目標を共有する為に必要な個人情報は、関係者に情報提供する場合があります。
  - (3) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
  - (4) 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
  - (5) 事業者は利用者に対する指定居宅介護支援または指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の記録を保管管理し、その保管の期間は契約終了後、5年間とします。
  - (6) 利用者は、事業者の事業所にて営業時間内に必要に応じて当該利用者に関する前記のサービス記録を閲覧することができるのと同時に、その写し（有料）の交付を受けられるものとします。
9. 虐待防止・権利擁護・身体拘束等の適正化について
  - (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発の防止、身体拘束等の適正化に関するための委員会を開催します。
  - (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。
  - (3) 委員会において指針を整備し、研修を定期的実施します。（担当者 片倉 扶美子）
10. 災害・感染症発生時における業務継続について
  - (1) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定します。
  - (2) 当該委員会において指針を整備し、研修・訓練（シミュレーション）を実施します。（担当者 片倉 扶美子）
11. 衛生管理等
  - (1) 事業の実施にあたり、従業者の清潔の保持および事業所内の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。
  - (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
12. 事故発生時の対応と賠償責任について
  - (1) 利用者に対する指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護のサービス提供に伴い事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る必要なサービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
  - (2) サービスの提供に伴い、利用者に生命・身体・財産に損害を与えた場合には、話し合いによりその損害を賠償します。  
ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

### 1 3. 相談窓口、苦情対応

- (1) 利用者は、提供したサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村、または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- (3) 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません

◎サービスに関する相談や苦情については、下記へご連絡下さい。

〔事業所〕	電話番号	048-865-1766(代)
	FAX番号	048-866-1744
	担当者(責任者)	片倉 扶美子
	対応時間	平日9:00~17:00

◎公的機関においても、下記の機関にて苦情申出等ができます。

〔さいたま市 桜区役所高齢介護課〕

所在地	さいたま市桜区道場4-3-1
電話番号	048-856-6178
対応時間	平日8:30~17:15

〔さいたま市 保健福祉局長寿応援部介護保険課〕

所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話番号	048-829-1264
対応時間	平日8:30~17:30

〔埼玉県国民健康保険団体連合会〕

所在地	さいたま市中央区大字下落合1704番 (国保会館) 介護保険課 (8F)
電話番号	048-824-2568
FAX番号	048-824-2561
対応時間	平日8:30~17:00

### 1 4. その他

- (1) 利用者が、サービス利用料金を3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合、または利用者やその家族などが、当社や当社のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為、迷惑行為(セクシャルハラスメント、威圧行為や暴力行為等)を行った場合、その理由を記載した文書により、事業者はこの契約を解除することができます。

※男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

- (2) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告して下さい。
- (3) 自然災害時、可能な範囲でサービス提供を滞りなく遂行することを試みますが、やむを得ず訪問を中止させていただくことがあります。
- (4) 当社のサービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 未実施

### 1 6. 法人の概要

名 称	スターコミュニティ有限会社	代表者名	片倉 扶美子
本社所在地	埼玉県さいたま市桜区上大久保 904-10(A505)		
本社電話番号	048-858-4578		
業務の概要	埼玉県さいたま市桜区田島 4-41-8 TEL048-865-1766(代) ・スター訪問看護ステーション(居宅介護支援・介護予防支援 一般特定児童相談事業含む) ・スターヘルパーステーション(障害福祉サービス含む) ・スター福祉用具サービス(レンタル、販売)		

## 【指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業】

### 1. 事業の目的

- (1) 介護保険法等の関係法令及び契約書に基づき、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- (2) 要支援状態にある高齢者等に対し意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むために適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

### 2. サービス内容

- (1) 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供方法及び内容（事業運営方針含む）
  - ①利用者からの居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室又は利用者居宅等、合理的かつプライバシーに留意し行います。
  - ②課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うことを基本とし、サービス事業者と連携しての情報収集を行います。  
また、ICFの視点を持ち利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとします。
  - ③利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の原案を作成します。  
また、提供されるサービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。  
**※利用者の求めに応じケアプランを作成している通所介護・訪問介護・福祉用具貸与割合、併設事業所利用割合の説明を行います。**  
また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します
  - ④サービス計画原案に位置付けた、居宅介護サービス（介護予防サービス）の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会等により、サービス計画の原案の内容について担当者から専門的見地からの意見を求めます。
  - ⑤居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を確定にあたり、指定居宅サービス（介護予防サービス計画）等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容利用料等について利用者又はその家族に対して説明しますのでご確認をお願いします。
  - ⑥居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更・事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。  
また、作成した計画に基づきモニタリングを行います。なお、訪問もしくは情報通信機器を用いた方法で実施致します。
  - ⑦必要に応じ、該当する地域包括支援センター、さいたま市及び各区担当部署等との連携に努めます。
  - ⑧地域ケア会議において、個別事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう、努めるものとします。

### 3. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）については原則的に利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その交通費（実費）の支払いが必要となります。
- (3) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。
- (4) 事業者が法定代理受領を行わない場合、前記に係る利用料は全額一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行って下さい。

<居宅介護支援費の料金形態>※上記(4)の場合を除き、原則的に利用者負担はありません。

◎居宅介護支援費 (I) …ケアマネ1人あたりの取扱い件数が44件未満の場合  
(ICTの活用と事務職員の配置により49件未満)

要介護1・2	1,086単位(12,000円)
要介護3・4・5	1,411単位(15,591円)

◎介護予防居宅介護支援費(II)

事業対象者・要支援1・2	472単位(5,215円)
--------------	---------------

◎特定事業所加算…事業所の独立性、中立性を高める観点から、実態に即し、段階的に評価する仕組みになります。(算定はいずれかに限られます)

特定事業所加算 (I)	519単位(5,734円)
特定事業所加算 (II)	421単位(4,652円)
特定事業所加算 (III)	323単位(3,569円)
特定事業所加算 (A)	114単位(1,259円)
特定事業所医療介護連携加算	125単位(1,381円)

◎病院等と利用者に関する情報共有等を行う場合の評価

入院時情報連携加算(I)	250単位(2,762円)	*介護支援専門員が病院又は診療所に訪問して情報提供した場合
入院時情報連携加算(II)	200単位(2,210円)	*介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法で情報提供した場合
退院・退所加算 I 1	カンファレンス 参加なし	450単位/月(4,972円)
退院・退所加算 I 2	カンファレンス 参加なし2回	600単位/月(6,630円)
退院・退所加算 II 1	カンファレンス 参加あり	600単位/月(6,630円)
退院・退所加算 II 2	カンファレンス 参加あり2回	750単位/月(8,287円)
退院・退所加算 III	カンファレンス 参加あり3回	900単位/月(9,945円)

◎初回の支援に対する評価…新規に居宅サービス計画(介護予防居宅サービス計画)を作成、2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合

初回加算	300単位/月(3,315円)
------	-----------------

◎主治医等との連携によるサービス調整に対する評価

病院又は診療所の求めにより、当該職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回(2,168円) 月2回を限度
-----------------	------------------------

◎終末期の利用者に対するケアマネジメント

在宅で死亡した利用者に対して算定

24時間連絡が取れる体制を整備し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ利用者の状態やサービスの変更の必要性の把握利用者への支援を実施した場合。 ※その際「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行います。

居宅支援ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月(4,420円)
---------------------	-----------------

◎医師・歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことに対する評価

利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

通院時情報連携加算	50単位/月(552円)
-----------	--------------

※上記料金はさいたま市の地域単価3級地11.05で設定しています。

(2) その他費用

①通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については実施地域を越えた地点からその実費を請求いたします。

- ・通常の実施地域を越えて概ね10キロメートル以内 500円
- ・通常の実施地域を越えて概ね10キロメートル以上 800円

②居宅介護支援事業において事業所の変更を希望する場合は、毎月10日までに申し出て下さい。10日以降の解約については解約料として5,000円を頂きます。

③前記の費用を請求する場合には、事前に利用者または家族へ説明し、同意を得るものとします。

## 【指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業】

1. 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業の目的
  - (1) 看護職員等が要介護または要支援状態にあり、主治医が必要と認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
  - (2) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとし、心身の特性を踏まえて訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成及びその計画に沿ってその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとし、
  - (3) 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとし、

### 2. サービス内容

#### (1) 訪問看護計画の作成

①主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ、利用者および家族の意向を踏まえて具体的なサービスの内容を定めた訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画を作成します。なお、作成した当該計画は利用者またはその家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

#### (2) 訪問看護の内容

①病状観察 ②清拭、洗髪等による清潔の保持 ③褥瘡の処置 ④体位交換  
 ⑤カテーテル(体に入っている管等)等の管理 ⑥家族の介護指導 ⑦認知症患者の看護  
 ⑧食事及び排泄等日常生活の世話 ⑨ターミナル(終末期)ケア ⑩リハビリテーション  
 ⑪その他医師の指示による医療処置 ⑫看護業務の一環としての理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション

### 3. 緊急時の対応方法について

- (1) 事業者は、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護サービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合には速やかに主治医と連絡を取るなど、必要な措置を講ずるものとし、

### 4. サービス利用料及び利用者負担

＜介護保険・介護予防利用料金表（1割負担例）＞

表1 【要介護】

\*利用者負担額については利用料に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じて計算されます。

◎看護師による訪問（利用者負担額1割該当者例）\*さいたま市地域単価 11.05 で設定しています

サービス提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,469円	347円	5,204円	521円	9,094円	910円	12,464円	1,247円
早朝・夜間	4,342円	435円	6,508円	651円	11,370円	1,137円	15,580円	1,558円
深夜	5,204円	521円	7,812円	782円	13,646円	1,365円	18,696円	1,870円

◎理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分／1回／日		20分／2回／日		20分／3回／日	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,248円	325円	6,497円	650円	8,784円	879円
早朝・夜間	4,066円	407円	8,132円	814円	10,972円	1,098円
深夜	4,873円	488円	9,746円	975円	13,193円	1,320円

\*1日に2回を超える場合は1回につき90/100で算定致します。

\*1週間に6回が限度となります。

【介護予防】

◎看護師による訪問 \*さいたま市地域単価 11.05 で設定しています

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,348円	335円	4,983円	499円	8,773円	878円	12,044円	1,205円
早朝・夜間	4,187円	419円	6,232円	624円	10,972円	1,098円	15,061円	1,507円
深夜	5,027円	503円	7,480円	748円	13,160円	1,316円	18,066円	1,807円

◎理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分／1回／日		20分／2回／日		20分／3回／日	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,138円	314円	6,276円	628円	4,707円	471円
早朝・夜間	3,922円	393円	7,845円	785円	5,900円	590円
深夜	4,707円	471円	9,414円	942円	7,060円	706円

\*1日に2回を超える場合は1回につき50/100で算定致します。

\*1週間に6回が限度となります。

\*介護予防12ヵ月を超えての利用者は1回につき5単位減算となります。

◎加算等 (※の加算が追加となる場合があります)

利用内容	利用加算額		利用者負担額：1割
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月	6,630円	663円
特別管理加算Ⅰ	1ヶ月	5,525円	553円
特別管理加算Ⅱ	1ヶ月	2,762円	277円
ターミナルケア加算	死亡月	27,625円	2,763円
退院時共同指導加算	1回	6,630円	663円
初回加算	初回月(Ⅰ)	3,867円	387円
	初回月(Ⅱ)	3,315円	332円
看護・介護連携強化加算(※)	1ヶ月	2,762円	277円
サービス提供体制加算Ⅰ	1回	66円	7円
看護体制強化加算Ⅰ(※)	1ヶ月	6,630円	663円
看護体制強化加算Ⅱ(※)	1ヶ月	3,315円	332円
複数名訪問加算Ⅰ(※)	30分未満	2,806円	281円
	30分以上	4,442円	445円
複数名訪問加算Ⅱ(※)	30分未満	2,221円	223円
	30分以上	3,502円	351円
専門管理加算(※)		2,762円	277円
口腔連携強化加算		552円	56円

- (1) サービスの提供時間、内容については別紙個別契約書にて定めます。
- (2) サービスの提供時間が大幅に変更になる場合には、利用者の同意の上、居宅サービス計画変更の援助を行うと共に、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の見直しを行います。
- (3) 介護保険、介護予防において、利用者負担限度額を超えた分についてその超えた単位数分は全額自己負担となります。
- (4) 事業者が法定代理受領を行わない場合、前記に係る利用料は全額一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行って下さい。
- (5) 緊急時訪問看護加算及び24時間対応体制加算は、別紙個別契約書にて利用者の同意を得た後、営業時間外の緊急連絡先の記載された文書を利用者へ交付し、居宅サービス計画外の緊急訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
- (6) 特別管理加算は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。※下表参照）に対して、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。下線の状態については特別管理加算Ⅰ、それ以外は特別管理加算Ⅱの対象となります。

※厚生労働大臣が定める状態にあるもの

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ②気管カニューレ、ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用している状態
- ③人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態

- (7) ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、その死亡前14日以内に2日以上訪問し、ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
- (8) 退院時共同指導加算は、病院・診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行ない、その内容を文書により提供した場合に加算します。（初回加算を算定する場合は加算されません。）
- (9) 初回加算は新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に加算します。
- (10) 主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限り、介護保険及び介護予防による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- (11) その他費用
  - ①通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については実施地域を越えた地点からその実費を請求いたします。
    - ・通常の実施地域を越えて概ね10キロメートル以内 500円
    - ・通常の実施地域を越えて概ね10キロメートル以上 800円
  - ②死後処置を行った場合は実費として20,000円をご請求させていただきます。また、処置に伴いエンゼルセットを使用した場合には別途実費がかかります。
  - ③コインパーキング等を利用する場合は実費を請求することがあります。（医療保険対象者のみ）
  - ④前記の費用を請求する場合には、事前に利用者または家族へ説明し、同意を得るものとします。
  - ⑤諸事情により訪問をキャンセル、変更が生じた場合は前日営業日17時までに事業所へご連絡下さい。それ以後の連絡の場合、キャンセル料3000円が発生致します。ただし、体調不良によるキャンセルはこの限りではありません。

## (12) 補足

特別管理加算、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算については、区分支給限度基準額（要介護度別のサービス利用限度額）の対象外となります。

ただし、利用者負担額は発生いたします。

区 分	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

表2 医療保険利用料金表

利用者負担割合		1割	2割	3割	未就学児		
基本療養費Ⅰ ※理学療法士等は週4日目以降も 3日目までと同額となります。	週3日目まで	560円	1,110円	1,670円	1,410円	×訪問日数	
	週4日目以降	670円	1,310円	1,970円	1,610円		
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日目まで	560円	1,110円	1,670円	1,410円	×訪問日数	
	週4日目以降	670円	1,310円	1,970円	1,610円		
基本療養費Ⅲ	外泊時	850円	1,700円	2,550円	1,700円	1回限り ※重症者2回	
精神科訪問看護基本 療養費Ⅰ	週3日 目まで	30分未満	430円	850円	1,280円	×訪問日数	
		30分以上	560円	1,110円	1,670円		
	週4日 目以降	30分未満	510円	1,020円	1,530円		
		30分以上	660円	1,310円	1,970円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ ※3時間を超えた時間は5時間を限度 ※1時間又はその端数を増すごとに400円		160円	320円	480円		×訪問日数 (週3日まで)	
精神科訪問看護基本 療養費Ⅲ ※同一建物居住者同一日2人 まではⅠと同額となります。	週3日 目まで	30分未満	210円	430円	640円	×訪問日数	
		30分以上	280円	560円	830円		
	週4日 目以降	30分未満	260円	510円	770円		
		30分以上	330円	660円	980円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※入院中、外泊時の訪問1回(疾患により2回まで可)		850円	1,700円	2,550円		×訪問日数	
長時間訪問看護加算・長時間精神科訪問看護加算		520円	1,040円	1,560円	1,040円	×訪問日数	
難病等複数回訪問看護加算	1日2回訪問 (同一建物内3人以上)	450円 (400円)	900円 (800円)	1,350円 (1,200円)	900円 (800円)	×訪問日数	
	1日3回以上訪問 (同一建物内3人以上)	800円 (720円)	1,600円 (1,440円)	2,400円 (2,160円)	1,600円 (1,440円)		
複数名訪問看護加算 複数名精神科訪問看護加算 (看護職員と同時訪問)	看護師等(週1回算定) (同一建物内3人以上)		450円 (400円)	900円 (800円)	1,350円 (1,200円)	900円 (800円)	×訪問日数
	准看護師(週1回算定) (同一建物内3人以上)		380円 (340円)	760円 (680円)	1,140円 (1,020円)	760円 (680円)	
	看護補助者(週3回算定) (同一建物内3人以上)		300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)	600円 (540円)	
	看護補助者 (別に厚生労働大臣が 定める場合に限る) (同一建物内3人以上)	1日1回	300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)	600円 (540円)	
		1日2回	600円 (540円)	1,200円 (1,080円)	1,800円 (1,620円)	1,200円 (1,080円)	
	1日3回 以上	1,000円 (900円)	2,000円 (1,800円)	3,000円 (2,700円)	2,000円 (1,800円)		

\*基本療養費Ⅰ・Ⅱ、精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱについては、准看護師によるサービスの提供は、金額が異なります。

		1割	2割	3割	未就学児	
緊急訪問看護加算・精神科緊急訪問看護加算		270円	530円	800円	530円	×訪問日数
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	-	-	-	260円	1日につき
	上記で厚生労働大臣が定める者	-	-	-	360円	
夜間・早朝訪問看護加算 6:00～8:00, 18:00～22:00		210円	420円	630円	420円	×訪問日数
深夜訪問看護加算 22:00～6:00		420円	840円	1,260円	840円	×訪問日数
管理療養費 (機能強化型以外の場合)	月の初日	770円	1,530円	2,300円	1,530円	
	2日目以降	300円	600円	900円	600円	×訪問日数
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ		1,320円	2,650円	3,970円	2,650円	
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ		1,000円	2,010円	3,010円	2,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ		870円	1,740円	2,610円	1,740円	
24時間対応体制加算		680円	1,360円	2,040円	1,360円	1月につき
特別管理加算	重症度高い(※)	500円	1,000円	1,500円	1,000円	1月につき (状態に応じて)
	上記以外	250円	500円	750円	500円	
退院時共同指導加算(1回) ※( )内は特別管理加算対象者		800円 (+200円)	1,600円 (+400円)	2,400円 (+600円)	1,600円 (+400円)	
退院支援指導加算		600円	1,200円	1,800円	1,200円	1回限り
在宅患者連携指導加算		300円	600円	900円	600円	月1回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		200円	400円	600円	400円	月2回
訪問看護ターミナルケア療養費		2,500円	5,000円	7,500円	5,000円	死亡時1回限り
情報提供療養費(別表7.8、精神障害を有する場合) Ⅰ(市町村)Ⅱ(義務教育諸学校)Ⅲ(入院入所時の主治医)		150円	300円	450円	300円	1月につき
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		80円	160円	230円	160円	1月につき
訪問看護医療DX情報活用加算		10円	20円	30円	20円	月1回

注1 医療保険における訪問の場合、心身医療受給者証、指定疾患受給者証をお持ちの方及び生活保護の方は公費対象となることがあります。

注2 医療保険における訪問は、基本的に1週間に3回が限度となります。但し、病状により例外もあります。

注3 特別管理加算の(\*)につきましても、下記に該当する方が対象となります。

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理
- ・気管カニューレを使用している状態にある方
- ・留置カテーテルを使用している状態にある方

### <自由契約等料金表>

表3

基本料金	1時間：9,094円(介護保険60分未満の全額負担に準じます)
時間外料金	18:00～22:00及び6:00～8:00 11,370円(基本料金の25%割増)
	22:00～6:00 13,646円(基本料金の50%割増)
	土・日・祝祭日の臨時訪問(医療保険対象者のみ) 1回：2,500円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費及び宿泊費等、同行に付随する費用については実費をいただく場合があります。</li> <li>・コインパーキング等を利用した場合は駐車料金の実費をいただく場合があります。(医療保険対象者のみ)</li> </ul>

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記内容について重要事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県さいたま市桜区田島4丁目41番8号  
名称 スター訪問看護ステーション  
説明者

サービス契約の締結にあたり、上記内容について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
電話  
氏名(自署)

代筆者(自署が難しい場合)

氏名  
続柄(関係)

【追加説明確認欄】

令和 年 月 日

指定居宅介護支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の追加契約にあたり、前記内容の重要事項の説明を致しました。

事業者 説明者

指定居宅介護支援・指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の追加契約にあたり、前記内容の重要事項の説明を受けました。

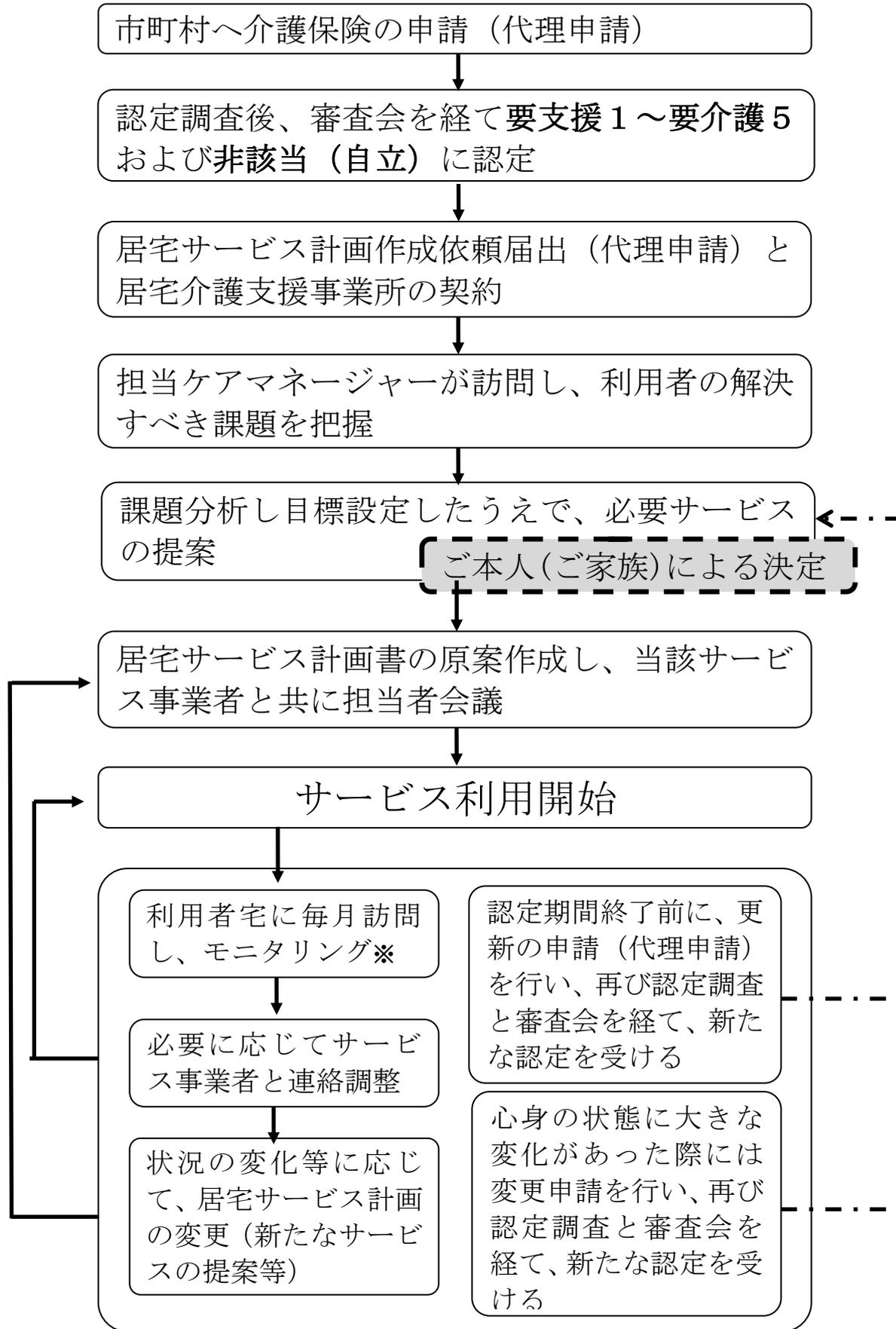
利用者 氏名(自署)

代筆者 氏名  
続柄(関係)

【オンラインモニタリング確認欄】

- オンライン(ZOOM)を活用したモニタリングを実施する場合があります、少なくとも2月に1回は利用者の居宅へ訪問いたします。(要支援の訪問は1回/6月)
- オンラインを活用したモニタリングの実施は利用者の任意であり、居宅への訪問を希望される場合は、訪問に切り換えることも可能です。
- 変化が生じた等、必要に応じてオンラインのモニタリングから居宅の訪問に切り換えることもあります。

# 介護保険サービスの標準的な流れ



# 訪問看護サービスの流れ

